

掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター

歯科臨床研修プログラム

中東遠総合医療センター

令和 2 年 3 月

1 研修プログラムの名称 中東遠総合医療センター歯科臨床研修プログラム

2 研修プログラムの特色

- ア 静岡県中東遠医療圏47万人東部の基幹病院で、主要な診療科のスタッフがすべて揃い、歯科医師としての基本的手技の習得とともに、多彩な研修が経験できる。
- イ 歯科口腔外科は3人の常勤医（口腔外科専門医2人を含む）と1人の非常勤医（名古屋大学医学部口腔外科学講座所属）の指導により、歯科口腔外科医療の基本的知識と技能を習得し、特殊な症例に対する対応方法等が研修できる。
- ウ 平成25年5月に開院した新しい病院であり、最新鋭の医療設備の中で、質の高い医療を研修できる。中東遠地区で唯一のPET-CTを備え、口腔がん診療についても研修が可能である。名古屋大学口腔外科学講座と連携し治療を行っている。
- エ カンファレンスを適宜行い、勉強会をはじめ、市民や地域歯科医師会を対象に症例報告会やインプラント研修会、その他さまざまな勉強会・研修会を実施しているほか、院外の勉強会・学会にも適宜参加可能であり、自己研鑽の機会も充実している。
- オ 研修歯科医による指導歯科医及び研修環境の評価を行うことにより、指導歯科医の質的向上及び研修体制の向上に取り組む。
- カ 名古屋大学口腔外科学講座の関連施設であり、初期研修修了後、希望があれば名古屋大学口腔外科学講座における研修の紹介も可能である。
- キ 手術用顕微鏡、超音波骨切削器を用いた低侵襲手術を推進している。
- ク 矯正専門医と連携し顎矯正外科手術を積極的に行っている。

3 臨床研修の目標

本プログラムでは『口腔癌・顎顔面外傷・顎変形症』などの顎顔面外科症例および『智歯抜歯、外科的歯内療法、インプラント』などの歯科外科症例に対応できる「口腔外科医」として基本的な知識・技能の習得を目指すとともに、保存や補綴など「一般歯科医」として要求される基本的な知識・技能の習得も目標とする。また超高齢社会を支える歯科医師に求められる『有病高齢者への観血的処置』や『悪性腫瘍の周術期口腔機能管理』、『院内NSTチームへの参画』などにも対応できる歯科医師の養成を目指す。

- ア 一般歯科医として保存、補綴から口腔外科の小手術まで基本的な知識・技能を習得する。
- イ 急性期病院における口腔外科領域の悪性腫瘍、外傷、急性炎症に対応できる知識・技能を習得する。
- ウ 患者の身体状況、疾患のみを捉えることなく、社会・心理的背景を含め全人的に捉え、患者及びその家族との適切な人間関係を確立する姿勢を身につける。
- エ 多職種協働でチーム医療を遂行し、地域完結型歯科医療を実現できるよう、他の医師及び医療メンバーと協調する態度を身につける。
- オ 患者の人格を尊重し、医師としてふさわしい態度と責任感を養う。

歯科医師臨床研修「基本習熟コース」到達目標

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① コミュニケーションスキルを実践する。	口腔外科カンファレンス及びグループで討論・協議した上で、実際の患者にて実践	合計9症例以上	目標達成の基準として合計9症例以上経験していることが必要。ただし、①から⑨までの目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。
② 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。			
③ 病歴を正確に記録する。			
④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。			
⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。			
⑥ 患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築）			
⑦ 患者のプライバシーを守る。			
⑧ 患者の心身におけるQOL (Quality Of Life)に配慮する。			
⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。			

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 適切で十分な医療情報を収集する。	口腔外科カンファレンス及びグループで討論・協議した上で、実際の患者にて実践	合計 7 症例以上	目標達成の基準として合計 7 症例以上経験していることが必要。ただし、①から⑦までの目標ごとに最低 1 例以上を経験していることが必要。
② 基本的な診察・検査を実践する。			
③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。			
④ 得られた情報から診断する。			
⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。			
⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。			
⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。			

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 基本的な予防法の手技を実施する。	口腔外科カンファレンス及びグループで討論・協議した上で、実際の患者にて実践	合計 4 症例以上	目標達成の基準として合計 4 症例以上経験していることが必要。ただし、①から④までの目標ごとに最低 1 例以上を経験していることが必要。
② 基本的な治療法の手技を実施する。			
③ 医療記録を適切に作成する。	担当する全ての患者に実践		
④ 医療記録を適切に管理する。			

(4) 応急措置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。	薬剤処方、消炎処置等	合計 3 症例以上	目標達成の基準として合計 3 症例以上経験していることが必要。ただし、①から③までの目標ごとに最低 1 例以上を経験していることが必要。
② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。	縫合処置、整復、初期対応等		
③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。	保存修復治療、歯冠補綴治療等		

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 齶蝕の基本的な治療を実践する。	レジン修復、インレー修復等	合計 5 症例以上	目標達成の基準として合計 5 症例以上経験していることが必要。ただし、①から⑤までの目標ごとに最低 1 例以上を経験していることが必要。
② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	抜髄処置、感染根管処置		
③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	歯科保健指導、スクレーリング、ルートプレーニング等		
④ 抜歯の基本的な処置を実践する。	乳歯抜歯、永久歯抜歯、埋伏抜歯等		
⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	歯冠修復処置、部分床義歯治療、全部床義歯治療		

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 保険診療を実践する。	実際の患者にて実践	合計 3 症例以上	目標達成の基準として合計 3 症例以上経験していることが必要。ただし、①から③までの目標ごとに最低 1 例以上を経験していることが必要。
② チーム医療を実践する。	カンファレンスへの参加、他科や地域医療機関との連携		
③ 地域医療に参画する。	地域連携カンファレンスへの参加、各種研究会への参加		

歯科医師臨床研修「基本習得コース」到達目標

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① バイタルサインを観察し、異常を評価する。	全身疾患及び全身合併症を理解し、歯科診療上の副作用、リスク及び対処法を十分に理解した上で、実際の患者で実践する。	合計4症例以上	目標達成の基準として合計4症例以上経験していることが必要。ただし、①から④までの目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。
② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。			
③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。			
④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。			
⑤ 一次救命処置を実践する。	BLSやICLSの研修等で知識を習得し、必要があった場合に実際の患者で実践する。	症例数は設定しない。	BLSまたはICLS講習会を受講する。
⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。			

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 医療安全対策を説明する。	医療安全関連のセミナー等へ参加、それぞれの知識を習得及び理解し実践する。	合計5症例以上	目標達成の基準として合計5症例以上経験していることが必要。ただし、①から⑤までの目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。
② 医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。			
③ 医療過誤について説明する。			
④ 院内感染対策(Standard Precautionsを含む。)を説明する。			
⑤ 院内感染対策を実践する。			

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① リコールシステムの重要性を説明する。	実際の患者で実践、口腔外科カンファレンスにて 討論・協議	合計3症例 以上	目標達成の基準として 合計3症例以上経験し ていることが必要。た だし、①から③までの目 標ごとに最低1例以上 を経験していることが 必要。
② 治療の結果を評価する。			
③ 予後を推測する。			

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 専門的な分野の情報を収集する。	セミナーや学会参加、論 文検索、カンファレンス 討論、レポート作成	合計2症例 以上 (レポート)	レポートは指導歯科医 が評価を行う。目標達 成の基準として評価が 5段階中3以上のレポ ートを2例以上提出す ることが必要。
② 専門的な分野を体験する。			
③ POS (Problem Oriented System) に基 づいた医療を説明する。			
④ EBM (Evidence Based Medicine) に基 づいた医療を説明する。			

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 歯科医療機関の経営管理を説明する。	セミナーや学会参加、論 文検索、カンファレンス 討論、レポート作成	合計2症例 以上 (レポート)	レポートは指導歯科医 が評価を行う。目標達 成の基準として評価が 5段階中3以上のレポ ートを2例以上提出す ることが必要。
② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行 う。			
③ 適切な放射線管理を実践する。			
④ 医療廃棄物を適切に処理する。			

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

行動目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 地域歯科保健活動を説明する。	地域連携カンファレンス等へ参加、文献検索、カンファレンス討論	合計3症例以上	目標達成の基準として合計3症例以上経験していることが必要。ただし、①②④の目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。③については、入院患者に対するベッドサイドでの診療を通して体験する。
② 歯科訪問診療を説明する。			
③ 歯科訪問診療を体験する。			
④ 医療連携を説明する。			

4 研修スケジュール

研修期間： 1年間（中東遠総合医療センター歯科口腔外科）

診療時間： 平日 8時30分～最終予約が16時00分まで（土日祝は定休日）

週間スケジュール

	月	火	水	木	金
午前	外来診察	外来診察 全身麻酔手術	外来診察	外来診察	外来診察
午後	再診 外来手術 入院抜歯など	全身麻酔手術	再診 外来手術 入院抜歯など	全身麻酔手術 障害者歯科 ^{注1} (非常勤)	再診 外来手術 入院抜歯など

※ 初診は初診担当医が行う（月～金曜日午前のみ）

※ 月～金曜日午後・火曜日午前は完全予約制

※ 外来手術（局所麻酔＋静脈内鎮静法下での入院抜歯を含む）は基本的に月・水・金の午後に行う。

※ 全身麻酔下での手術は基本的に火曜日（午前・午後）・木曜日（午後）に行う。ただ緊急手術（外傷など）についてはこの限りではない。

注1 障害者歯科外来は月2回、地域歯科医師会が運営主体となり、朝日大学より非常勤指導医を招聘し、地域歯科医師会の開業一般歯科医が行動変容療法を習得するための研修を実施している。

5 研修プログラムの指導体制

(1) プログラム責任者

歯科口腔外科診療部長 夫 才成

(2) 指導歯科医（上級歯科医）リスト

氏名	役職	臨床経験年数	研修に関する役割	専門医等資格
夫 才成	診療部長	22年	プログラム責任者 指導歯科医	日本口腔外科学会専門医 歯科医師臨床研修指導医
安藤 友二	部長	12年	上級歯科医	日本口腔外科学会認定医
荻須 宏太	医長	6年	上級歯科医	日本口腔外科学会認定医

(3) 指導体制

- ア 研修歯科医は所属長の責任において口腔外科専門医のもとでプログラムに基づき研修する。
- イ 研修歯科医1名に対して指導歯科医1名の教育体制を原則とする。
- ウ 研修歯科医は関連する専門医の指導を随時受けることができる。
- エ 指導歯科医は、研修歯科医の教育効果のあると思われる症例および人数の患者を受け持たせる。
- オ 研修歯科医は総合病院内で行われる医療全体の中における歯科口腔外科診療を理解するため一般医科研修医と同様のオリエンテーションを行う。

(4) 勉強会・研修会等

ア オリエンテーション・基礎研修

研修開始当初は、院内諸規則、医療に関する諸法規、施設設備の概要と使用方法、院内業務マニュアル、各科の研修内容の概略等の講義・実習などのオリエンテーション及び基礎研修を行う。

イ 院内での講習会等

① 口腔外科カンファレンス

- ・基本的には毎日17:00から開催する。研修歯科医は原則参加とする。

② I C L S

- ・年1回の参加を推奨する。

③ 地域連携症例報告検討会

- ・年2回開催され、研修歯科医は原則参加とする。

④ 院内感染対策講演会、医療安全管理研修会、医療市民講座医療者向け講演会

- ・研修歯科医は、原則参加とする。

ウ 院外での講習会等

B L S、A C L S、がん拠点病院での緩和ケア講習会等、院外での講習会等についても研修の一環として参加することができる。

(5) 歯科設備の状況

設 備	台 数
歯科用診療台	6 台
歯科用エックス線装置	1 台
パノラマエックス線装置	1 台
オートクレーブ	4 台
超音波歯石除去器	6 台
口腔内画像処理システム	6 台
口腔外バキューム	6 台
生体モニター	3 台
手術用顕微鏡	1 台
超音波骨切削器（ピエゾ）	2 台
手術用拡大鏡	2 台

(6) 症例数（令和元年度実績）

区 分	人 数
年間外来患者数	10,924 人
1日平均外来患者数	46 人
年間入院患者数	493 人

6 プログラムの管理運営体制

- (1) 中東遠総合医療センターは、歯科医師臨床研修管理委員会を設置し、研修プログラムの評価・管理・運営を行う。
- (2) 歯科医師研修管理委員会は、定期的に開催し、下記事項について協議する。
 - ア 研修歯科医の指導體制
 - イ 研修歯科医が経験した平均症例数
 - ウ あらかじめ設定した症例数を達成した研修歯科医の割合
 - エ 研修歯科医の評価、修了認定
 - オ 研修歯科医の採用、中断、再開
 - カ その他研修プログラムに関すること
- (3) 研修プログラムの内容は、パンフレット（概要）及び小冊子として公表し、研修希望者に配布する。

7 研修歯科医の評価

- (1) 研修歯科医は研修達成目標及び研修目標について、自己評価を行う。
- (2) プログラム責任者は、別紙「研修歯科医評価票」により研修歯科医を評価する。
- (3) 研修終了時点で研修歯科医評価票を集約し、歯科医師臨床研修管理委員会へ提出する。
- (4) 歯科医師臨床研修管理委員会は協議の上、以後の研修についての必要な助言と修正を行う。

8 指導歯科医の評価

研修歯科医はこの研修終了時に「研修歯科医指導體制評価票」により指導體制及び指導歯科医を評価する。この評価は指導歯科医を批判するために行うのではなく、指導歯科医の資質向上に資する目的のために実施するものである。

9 プログラム修了の認定

研修終了時点で、歯科医師臨床研修管理委員会は研修目標が達成されたことを確認するとともに、研修修了を認定する。これに基づき、研修歯科医にこのプログラムを修了したことを記した「修了証書」を授与する。

10 研修歯科医の募集

- (1) 募集人員 1名
- (2) 募集方法 マッチングシステムによる
- (3) 応募資格 歯科医師国家試験合格（見込み）者
- (4) 応募手続
 - ア 応募書類 研修申込書拳履歴書、卒業（見込）証明書、成績証明書
 - イ 応募期間 毎年7月から9月末まで
- (5) 選考方法等
 - ア 選考日時 毎年7月から9月末まで
 - イ 選考方法 面接

11 研修歯科医の処遇

- (1) 雇用方法 非常勤職員
- (2) 給与手当 基本賃金 364,100円
期末手当 560,000円
時間外手当（診療業務の実働に応じ支給）
- (3) 勤務時間 原則として、土日、休日を除く午前8時15分から午後5時までであるが、状況に応じてその後の時間も研修に当てることもある。また、受持患者が重症となった時は、病院内に宿泊（仮眠設備有り）することもある。
日当直業務は行わない。
- (4) 休 暇 有給休暇：10日（夏季休暇はそれぞれ3日、他には忌引きによる休暇等）
- (5) 宿 舎 近隣のマンションを病院で借り上げて提供する。
（個人負担は、10,000円～20,000円程度）
- (6) 研修医室 医局内の研修医室を使用
- (7) 社会保険等 公的医療保険：全国健康保険協会
公的年金保険：厚生年金保険
労働者災害補償保険法の適用あり、雇用保険あり
- (8) 健康管理 健康診断（年1回）実施
- (9) 医師賠償責任保険 病院施設賠償保険と併せ、医師賠償責任保険（包括式）にも病院として加入する。
- (10) 外部の研修活動 学会・研究会等の院外研修への参加も可能です。
年間10万円の補助があります。

12 認定（関連）施設一覧

臨床研修指定病院

日本内科学会認定医制度教育関連病院

日本腎臓学会研修病院

日本透析医学会専門医制度認定施設

日本循環器学会認定循環器専門医研修施設

日本消化器病学会専門医制度認定施設

日本消化器内視鏡学会指導施設

日本神経学会専門医制度准教育施設

日本睡眠学会睡眠医療認定医療機関[A型]

日本血液学会専門医研修施設

日本老年医学会認定老年病専門医制度認定施設

日本外科学会外科専門医制度修練施設

日本消化器外科学会専門医修練施設

日本呼吸器学会関連施設

日本がん治療認定医機構認定研修施設

日本アレルギー学会アレルギー専門医准教育研修施設

日本臨床細胞学会認定施設

日本脳神経外科学会専門医認定制度指定訓練場所

日本脳卒中学会専門医認定制度研修教育病院

日本脳神経血管内治療学会認定研修関連施設

日本脳ドック学会認定脳ドック施設

日本整形外科学会認定制度研修施設

日本リウマチ学会教育施設

日本心血管インターベンション治療学会研修施設

日本周産期・新生児医学会周産期母体・胎児専門医暫定研修施設

日本産科婦人科学会専門医制度専攻医指導施設

日本小児科学会研修施設

日本眼科学会専門医制度研修施設

日本泌尿器科学会泌尿器科専門医教育施設

日本皮膚科学会認定専門医研修施設

日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医研修施設

日本麻酔科学会麻酔科認定病院

日本医学放射線学会放射線科専門医修練機関

日本病理学会研修認定施設

日本口腔外科学会専門医准研修機関

日本人間ドック学会・日本病院会優良二日ドック施設

日本救急医学会救急科専門医指定施設

13 問い合わせ先

掛川市・袋井市病院企業団立 中東遠総合医療センター 管理課

〒436-8555 静岡県掛川市菖蒲ヶ池1番地の1

電話：0537-28-9501 FAX：0537-28-8971

e-mail：kensyu@chutoen-hp.shizuoka.jp URL：http://www.chutoen-hp.shizuoka.jp